

企画競争説明書

1 総則

平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（後期）委託業務に係る企画競争の実施については、この説明書に定める。

2 業務内容

別添「平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（後期）委託業務基本仕様書」のとおりとする。

3 予算額

予算総額は、1,200,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成16・17・18年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「広告・宣伝」において、開札時までに、「A」の等級に格付されている者であること。

*1) テレビ、ラジオ等でのキャンペーンを行うこととなるので、各メディアの放送枠等を確保できることが重要です。

*2) 公益法人が主体となる場合には、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約、外注契約）することがないように留意して下さい（「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）参照）。なお、公益法人以外においても、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行監理部門の再委託はできません。

5 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時

平成18年8月2日（水）11時から

(2) 場所

東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省第6会議室（第5合同庁舎地下2階）

6 本説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

TEL : 03 - 5521 - 8341 FAX : 03 - 3504 - 1634

(2) 受付期間

平成18年8月7日(月)までの10:00~17:00

(3) 受付方法

FAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

(4) 回答

平成18年8月8日(火)までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(後期)委託業務に係る企画書

経費内訳書(平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(後期)委託業務を実施するために必要な経費のすべての額(うち消費税額及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書)

提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

(2) 提出期限等

提出期限

平成18年8月11日(金)17時

企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

6(1)に同じ

提出部数

ア 平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 (後期)委託業務に係る企画書	20部
イ 経費内訳書	20部
ウ 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料	1部

提出方法 直接提出(持参)とする。

8 企画書等の提出に当たっての注意事項

(1) 受付時間は、平日の10時から17時までとする。

(2) 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

(3) 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

(4) 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

(5) 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

(6) 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

(7) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

9 企画提案会の開催

(1) 企画提案会を開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して平成18年8月14日(月)までに連絡する。

なお、企画提案会に先立ち、企画書等を提出した者に対し、企画書等の内容を確認するためにヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングの日時、場所については、後日、対象者へ連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

1 0 企画書等を選定するための審査基準

(1) 審査は、「平成 1 8 年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（後期）委託業務の企画審査について」（別紙 1）及び「平成 1 8 年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（後期）委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別紙 2）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した 1 者を選定し、契約候補者とする。

(2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。ただし、8 の企画提案会を開催する場合は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

1 1 契約の締結

支出負担行為担当官環境省地球環境局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

(別紙1)

平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(後期)委託業務の
企画審査について

1 企画審査委員会の設置等

(1) 地球環境局内に企画審査委員会を設置する。

(2) 企画審査委員会は、提出された企画書等(参考様式)の内容について、企画提案会を実施後、審査を行う。

() 企画提案会の日時等

日時：(調整中)

場所：(調整中)

構成：(調整中)

2 企画書等の審査

(1) 「平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(後期)委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別紙2)に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】

- | | |
|--------------------|-----|
| ・優(十分満足できる) | 10点 |
| ・良(満足できる) | 5点 |
| ・可(満足できるレベルよりやや劣る) | 3点 |
| ・不可(満足できない) | 0点 |

(2) (1)の採点結果を「平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(後期)委託業務に係る企画書等提出者一覧」(別紙3)に整理し、全項目の採点を合算した計数を総得点として、最も高い点数を得た者を契約候補者とする。

(3) 総得点と同数の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

「優」の数が多い者を契約候補者とする。

「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。

「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。

「可」の数も同数の場合は、くじ引きにより選定する。

審査基準及び採点表

「評価基準」については、提出された企画書等の内容により、必要に応じ項目を追加等する場合がある。

<委員名>

<提案者名>

基本仕様書	評価基準	採点
<p>1. 本事業の趣旨・目的</p> <p>昨年2月に京都議定書が発効し、我が国に対しては6%削減約束の法的拘束力が生じることとなった。全ての国民が原因者である温室効果ガスの6%削減約束の達成のためには、産業部門のみならず、排出量が大幅に増大している運輸部門、業務その他部門、家庭部門の排出量を大幅に削減する必要がある。</p> <p>地球温暖化対策は、国民一人ひとりの着実な取組の実践なしには解決しえない課題であることから、政府では経済界を始めとする各界と連携しながら、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、街頭・電車内ポスター、webサイト等を効果的に用いて、温暖化の危機的状況と具体的な温暖化防止行動の実践を促すキャンペーンを実施することにより、最大限の普及啓発効果を発揮させる地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業(以下「国民運動事業」という。)を、「チーム・マイナス6%」の名称で平成17年度から実施しているが、平成18年度(後期)も引き続きこの国民運動事業を実施する。</p> <p>この国民運動事業は、地球温暖化問題に対する国民の関心は高いものの、具体的な温暖化防止行動の実践には至っていない現状を打開するため、ライフスタイル・ワークスタイルを変革し、国民一人ひとりに温室効果ガス削減の行動をとってもらい、実際に温室効果ガスを削減することが目的である。</p>	<p>普及啓発活動(手段)を通じて「国民一人ひとりに温室効果ガス削減の行動をとってもらい、実際に温室効果ガスを削減する」という本事業の目的を理解しているか。また、環境省の政策と整合性がとれているか。</p>	
<p>2. 達成目標</p> <p>平成18年度中には100万人(将来的には約5%以上の国民=約630万人以上)がチーム員となり、何らかの地球温暖化防止行動を実践し始めることを目標とする。また、最終的にはどれだけの個人、企業・団体等が温暖化防止行動を起こし、その温室効果ガスの削減効果はどのくらいか、ということが評価となる。</p>	<p>本事業による温室効果ガスの削減目標を具体的に記載しているか。</p> <p><評価要素></p> <p>1) 本事業における温室効果ガス削減の数値目標</p> <p>2) 1)を達成するメカニズム(具体的な施策とそれによって目的が達成されることの根拠)</p> <p>3) 1)の達成度を図る検証手段</p>	
<p>3. 契約期間</p> <p>契約締結日から平成19年3月30日まで</p>		

基本仕様書	評価基準	採点
<p>4. 国民運動事業の内容 本事業の目的を達成するため、以下の事業を行う。</p>		
<p>(1) 本事業を効率的かつ効果的に実施するための体制整備</p> <p>本事業と各界との事業を結びつけ効果的に国民の地球温暖化防止行動の実施を促す「実施本部」的な体制を整備する。</p>	<p>本事業を円滑に実施できる「実施本部」体制が企画されているか。 <評価要素> 1) 役割や責任を明確化した体制の整備(指揮監督等) 2) 事業効果を最大化できる実働人数</p> <p>本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、十分な管理能力を有しているか。</p> <p>本事業を円滑かつ効果的に実施しうると判断できる同種又は類似する業務実績を有する従業員が担当者として配置されているか。</p> <p>提案社は「チーム・マイナス6%」のロゴマーク及び名称の普及・定着へ寄与しているか。 <評価要素> 1) 提案社の率先的使用の状況 2) 提案社のクライアントへの名称使用の呼びかけと実績</p>	
<p>(2) これまでの国民運動事業の成果を踏まえた効率的・効果的な事業実施</p> <p>政府の地球温暖化対策推進本部において決定したロゴマーク及び「チーム・マイナス6%」の名称を使用し、下記 ~ の国民運動事業を展開する。なお、展開するにあたっては、下記)) を実施する。</p> <p>) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、街頭・電車内ポスター、web サイト等を活用した効率的かつ効果的な普及啓発素材を企画・制作する</p> <p>) 必要な普及啓発素材を流す媒体を確保する。なお、放送や新聞等の広告枠を利用した直接的な情報発信のみではなく、むしろニュース素材や社会現象となるような企画を実施することで、報道媒体によるニュースや各企業・団体の行う広報・広告に取り上げられることで、高いパブリシティ効果を発揮させるメディア戦略を立案し、実施する。</p>	<p>企画全体として、効率的・効果的かつ独創的な内容となっているか。 <評価要素> 1) 企画実施の目的(「普及啓発」ではなく「行動」となっているか) 2) 「受信主義」による情報発信 ・ 情報を伝えるターゲットが特定されているか ・ そのターゲットに適した情報媒体となっているか 3) 多くの情報の中で本企画の情報を突出させる方法 (ノイズレベルを超えた露出量) 4) 企画実施の効果的な時期選定とその時期に大量の情報を露出させる方法 (露出タイミングの同時性) 5) 連携する企業・団体等の種類と数 6) 取組を通じた温室効果ガス削減量 7) 実現可能性</p>	

基本仕様書	評価基準	採点
<p>国民に対して呼びかける具体的な地球温暖化防止行動について、別紙に掲げる「6つの取組」を基にして、効率的・効果的に普及啓発し行動に結びつける。なお、特に以下の3つの取組に重点を置く。</p>		
<p>）「(Act1)温度調節を通じた削減」について、「WARM BIZ」の普及・定着と19年夏の「COOL BIZ」の普及・定着の準備をする。</p>	<p>(Act1)の促進について、効率的・効果的かつ独創的な企画となっているか。 <評価要素> 上と同じ</p>	
<p>）「(Act4)商品選択を通じた削減」について、買換時の省エネに配慮した製品選択を促進する。</p>	<p>(Act4)の促進について、効率的・効果的かつ独創的な企画となっているか。 <評価要素> 上と同じ</p>	
<p>）「(Act5)ゴミを通じた削減」について、レジ袋等を削減すること及びそのためにエコバッグやふるしきの利用を促進する。</p>	<p>(Act5)の促進について、効率的・効果的かつ独創的な企画となっているか。 <評価要素> 上と同じ</p>	
<p>地球温暖化の「健全な危機意識」を醸成するため、効率的かつ効果的な方法を検討し、実施する。</p>	<p>「健全な危機意識の醸成」が可能な、効率的・効果的かつ独創的な企画となっているか。 <評価要素> 1) 健全な危機意識を醸成するメカニズムの構築 2) 身近な題材を用いた訴求内容 3) 連携する企業・団体等の種類と数 4) 温暖化についての関心層の増加数 5) 実現可能性</p>	
<p>チーム員数を平成18年度中に100万人にするため、効率的かつ効果的な方法を検討し、実施する。</p>	<p>チーム員を100万人にするための、効率的・効果的かつ独創的な企画となっているか。 <評価要素> 1) 100万人達成のメカニズムの構築 2) 参加したチーム員、企業・団体に対する対応 3) 参加する個人と企業・団体との連携 4) 実現可能性</p>	
<p>経済界、労働組合、NPO、地方公共団体及び地球温暖化対策推進法に基づく全国センター、都道府県センター等幅広い関係者との連絡調整を行う) 幅広い関係者との連携事業について、企画の立案、連絡調整、事業実施を管理する) 事業実施期間を通じた経済界等関係者との連携</p>	<p>幅広い関係者との連携を確保する仕組みが提案されているか。 <評価要素> 1) 連携のための的確かつ独創的な企画 2) 実現可能性 3) 連携する企業・団体等の種類と数 4) 事業実施期間を通じ連携が継続される仕組み</p>	

基本仕様書	評価基準	採点
<p>(3) 効果測定の実施</p> <p>平成17年度及び18年度(前期)で行った効果測定結果を踏まえつつ、客観的に国民意識を把握できる適切な方法により、地球温暖化に対する国民の意識及び具体的な削減行動の実施状況等を把握する。</p> <p>各企画の実施前と実施後に同様の調査を行うことにより、各施策の効果が定量的に評価できる調査内容とする。</p> <p>事業実施期間を通じ評価を集積する。</p> <p>本事業全体について、測定し、評価・分析する。「2.」で設定した達成目標を基に、どれくらいの割合の国民が実践したかを定量的に把握し、問題点等を抽出する。</p>	<p>本事業の効果を定量的に把握し、各企画に反映できる調査内容となっているか。</p> <p><評価要素></p> <p>1) 国民の意識・具体的行動の実施状況把握 一般個人調査実施 一般企業/団体調査実施 チーム登録個人調査実施 チーム登録企業/団体調査実施</p> <p>2) 本事業の効果を定量的に評価できる内容</p>	
<p>5. 著作権等</p> <p>本事業の実施にあたり制作した映像、デザイン等に係る権利は環境省に帰属する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、提案者がその責任において対処すること。</p>		